

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
特別用途地区の決定（京都市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種類	面積	備考
らくなん進都鴨川以北 産業集積地区	約 175 ヘクタール	
合計	約 175 ヘクタール	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、新しい京都の活力を支えるものづくり拠点として、駅周辺の利便性をい
かし、ものづくり機能の更なる集積と高度利用化を図るため、らくなん進都鴨川以北産業
集積地区を定めるものである。